

平成24年10月1日以降

雇用調整助成金 中小企業緊急雇用安定助成金

の支給要件などを 変更します。

雇用調整助成金・中小企業緊急雇用安定助成金は、平成24年10月1日以降（被災3県は6か月遅れで）、下記のように内容の一部を変更します。

現在受給中、または今後利用をお考えの事業主の皆さまには、ご留意いただきますようお願いします。

①生産量要件の見直し

事業活動の縮小を判定するための生産量(または売上高)要件を次のように変更します。

現行	➔	対象期間の初日(助成金の利用開始日)を平成24年10月1日以降(※1)に設定する場合から
最近3か月の生産量または売上高が、その直前の3か月または前年同期と比べ、 <u>5%以上減少</u>		最近3か月の生産量または売上高が、 <u>前年同期と比べ、10%以上減少</u> (中小企業事業主で、直近の経常損益が赤字であっても、この要件が適用されます)

②支給限度日数の見直し

1年間と3年間について、限度日数を変更します。

現行	➔	対象期間の初日(助成金の利用開始日)を平成24年10月1日以降(※1)に設定する場合から
<u>3年間で300日</u> (1年間での限度なし)		<u>1年間で100日(3年間で300日)</u>

対象期間(事業主が設定する1年間) ▶

【例1】過去2年間に50日ずつ(計100日)利用した場合

【例2】過去2年間に120日ずつ(計240日)利用した場合

	①22.10.1~23.9.30	②23.10.1~24.9.30	③24.10.1~25.9.30
50日	50日	50日	100日(従来200日)
120日	120日	120日	60日

対象期間の初日(助成金の利用開始日)を平成25年10月1日以降(※2)に設定する場合からは

1年間で100日・3年間で150日となります

(上記の例1と2で、③の対象期間にすべての日数を利用した場合、②+③は150日以上となるため、次の1年間は利用できなくなります)

③教育訓練費(事業所内訓練)の見直し

教育訓練を実施したときの1人1日当たり加算額を次のように変更します。

現行	➔	判定基礎期間の初日が、平成24年10月1日以降(※1)のものから
雇用調整助成金：2,000円 中小企業緊急雇用安定助成金：3,000円		雇用調整助成金： <u>1,000円</u> 中小企業緊急雇用安定助成金： <u>1,500円</u>

(※1) 岩手、宮城、福島県の事業所については、平成25年4月1日以降変更になります。

(※2) 岩手、宮城、福島県の事業所については、平成26年4月1日以降変更になります。

詳しくは、お近くのハローワークにお問い合わせください。

